

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）午前 1 0 時 議会委員会室

出席委員（8 名）

（委員長）戸 田 隆 次 （副委員長）津 田 幸 一
岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 中 田 利 幸 錦 織 陽 子
松 田 真 哉 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0 名）

議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

説明のため出席した者

【総務部】下関部長

〔秘書広報課〕幸本課長

〔財政課〕金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 戸崎係長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 坂本議事調査係長

傍聴者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 今城議員 大下議員 門脇議員 塚田議員

徳田議員 又野議員 矢田貝議員

報道関係者 0 人 一般 0 人

協議事件

- 1 1 2 月定例会の提出議案について
- 2 1 2 月定例会の日程について
- 3 1 2 月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について
- 4 次回議会運営委員会の開催について
- 5 6 月及び 1 2 月定例会中に開催される予算決算委員会における総括質問のインターネット中継について
- 6 米子市議会インターネット配信運用基準に係る解説及び事例について

〜〜

午前 1 0 時 0 0 分 開会

○戸田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件 1、1 2 月定例会の提出議案について当局の説明を求めます。

下関総務部長。

○下関総務部長 1 2 月定例会の提出議案については、条例が 4 件、単行議案が 2 件、専決処分が 1 件、補正予算が 6 件、報告が 4 件の計 1 7 件を上程する予定としております。このうち議案第 1 0 5 号及び議案第 1 0 6 号の議案につきましては、事務処理の関係上、

先議をお願いするものでございます。なお、議案の概要につきましては、午後に開催されます全員協議会において御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○戸田委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件２、１２月定例会の日程について事務局の説明を求めます。
松田事務局長。

○松田事務局長 １２月定例会の日程でございますが、資料６も併せて御覧ください。

まず、各個質問の通告についてでございますが、今週水曜日、２７日午前９時受付開始で、２９日金曜日の正午が受付期限となっております。また、意見書案の提出期限、先議案件及び報告に対する質疑の通告期限、そして先議案件の予算総括質問の通告期限につきましても２９日金曜日の正午となっております。また、先議案件の討論の通告期限につきましては、１２月２日月曜日の正午となりますので、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件３、１２月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について、事務局の説明を求めます。

松田事務局長。

○松田事務局長 次に、各個質問の人数の割り振りの案でございますが、４日間でございます。１２月５日、６日、１０日はいずれも６人ずつの割り振りで、あとは全て１１日への割り振りの予定でございますので、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件４、次回議会運営委員会の開催についてでございますが、記載のとおり定例会開会日の１２月３日火曜日午前９時２０分から開催したいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 ありがとうございます。それでは、ここで執行部は御退席ください。

〔執行部退席〕

○戸田委員長 次に、協議事件５、６月及び１２月定例会中に開催される予算決算委員会における総括質問のインターネット中継についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

森井議事調査担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 それでは私のほうから、６月及び１２月定例会中に開催される予算決算委員会における総括質問のインターネット中継について御説明させていただきます。資料７を御覧ください。

予算決算委員会における総括質問のインターネット中継につきましては、平成３０年９月定例会から、当初予算の審査があります３月定例会及び決算の審査があります９月定例

会において実施してまいりました。

先般、議会運営委員会におきまして、米子市議会インターネット配信運用基準を協議する際、6月及び12月定例会中においても実施してはどうかとの複数の意見がありましたことから、このたび協議をお願いするものでございます。

まず、1、費用についてですが、見積もりを徴取しましたところ、配信費として1日当たり税込7万3,700円が必要となります。これは1日当たりの金額でして、委員会が10分で終了しようが2時間で終了しようが、かかる金額は同じでございます。コロナ禍で議場において委員会を開催していた際に、傍聴を制限する代わりに委員会のインターネット中継を実施したことがありましたが、その際の費用が1日当たり6万6,000円でしたので若干の費用増となっております。これを6月及び12月定例会で実施することになると、合計14万7,400円の費用が必要となります。

次に、2、予算決算委員会における総括質問の実績についてでございますが、平成31年3月定例会以降の質問人数及び時間を調査しましたところ、表に記載のとおりとなっております。注意書きとして記載しておりますが、令和3年3月定例会は市長改正前の定例会であり、いわゆる骨格予算のため、例により代表質問を実施しておりません。また令和3年6月定例会は市長改選後の初定例会であり、いわゆる肉付け予算のため、例により代表質問を実施しております。また、令和4年7月定例会は、議員改選後の初定例会でございます。また、令和4年9月1日の各派会長・幹事長会議におきまして、予算決算委員会の総括質問では個別事業についての質問は行わない。ただし、2人以下の会派または無所属議員については、その会派または議員が所属していない分科会に関する個別事業についての質問は行うことができると確認されております。最後に、各9月定例会における質問人数の前半部分は予算に対するものでございまして、後半部分は決算に対するものでございます。以上を踏まえまして、実施の可否について御協議いただけたらと存じます。以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から質疑、御意見等ございますでしょうか。

岩崎委員。

○岩崎委員 そうしますと今説明いただきまして、資料が出そろったところであります。例えば6月、そして12月議会は極めて人数も少ないということもありますし、一旦ちょっとこれを持ち帰りましてですね、各会派のほうで協議をして改めて持ち寄ったほうがよろしいんじゃないかなというふうにも思いますので。いかがでしょうか。

○戸田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 持ち帰りと言われますけど、その場合、多数決なんですか、全会一致なんですか。ここで決められないっていうのは。ちょっとそれを聞いて持ち帰りたい。

○戸田委員長 私ですか。私が言うですか。

○渡辺委員 そうでしょう。

○戸田委員長 申し送り事項では全会一致というふうに私は記憶しておりますが、そのように考えております。よろしいですか。

○渡辺委員 いや、そう言われるのならそうでしょう。

○戸田委員長 私はそのように考えておりますが、いかがでしょうか。

中田委員。

○**中田委員** 持ち帰り検討するにしても、どういう論点で何を持ち帰って検討してくるのかっていう論点整理はしておいたほうがいいと思います。ただ、今持ち帰りましょうだけの話ではなくてですね、今までの議論を通じてここまで来てるわけですから、これを持ち帰る、要するにリセットする可能性があるとするれば、どういう論点で持ち帰って検討してくればいいのか、そこは大事なんじゃないですか。その辺は岩崎委員どうですか。

○**戸田委員長** 岩崎委員。

○**岩崎委員** 持ち帰って、今まで全体のこの委員会で、この6月と12月については複数意見がインターネット配信をやったらどうかという意見があった中で、もうちょっと詳細に情報を収集してはどうかということで今回上がってきました。この情報収集して、この費用面とかあるいはこれまでのこの開催人数とか、そういったことをもろもろ検討して、再度これを実施するかしないかというのがまず一番の論点だと思います。再度これに基づいて協議をするべきじゃないかなと思いましたので意見を述べました。いかがでしょうか。

○**戸田委員長** 持ち帰らんでもいいですか。

松田委員。

○**松田委員** 私もですね、持ち帰りをさせていただきたいなと思います。今回、資料で開催の頻度とか質問の人数だとかですね、費用出てきましたので、会派に持ち帰って、意見を改めてきちんとまとめて、もう一度話し合いをするほうがいいかなと思います。以上です。

○**戸田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 持ち帰りでもいいんですけど、インターネットの配信運用基準のところをつくろうっていう話で、その基準の中で条文を皆さんで確認したときに、意見がありませんかっていうようなことがありまして、その中で何点か委員の皆さんから御意見があって、そこを協議しようっていう話になり、その際に、今回の、何月でしたっけ、6月、12月のところも出てきて、その分を見積もりをされてみて今回こういう形で出てきたと思いますので。持ち帰りでもいいんですけど、それを、ここの部分を持ち帰りにする場合に、本日、配信運用基準のところも協議事項に入っていますので、その辺りはどのように進めさせていただいたらよろしいのかなと思ひまして。恐らくこれを持ち帰りつてなると、また基準のところも、前回持ち帰りの後協議をして、また再度持ち帰りみたいな形になると思うんですけど。ちょっとスケジュール的なところと協議の方法についても、改めてちょっと委員会の方針といいますか、そういったところを決めてからこの分を持ち帰りにするかどうかっていうのを協議をされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

(「同感ですね。」と中田委員)

○**戸田委員長** という御意見でございますが。

錦織委員。

○**錦織委員** うちは6月、12月定例会の予算決算委員会の統括質問、ここでも実施すべきということでこれまでも言ってますし、今の時代というか、情報公開だとかそういう面から言えば、たとえ10分で終わったとしてもこれはすべきだなというふうに思いますので。ただ、この表が出てね、いや、やっぱりやめたほうがいいだろうとかっていうふうに

はならないので、私としてはこのままここで協議を続けてもいいと思いますけど、どうしても持ち帰ってしたいっていうところがあれば、それはそれで持ち帰りにしてもいいと思います。

○戸田委員長 いいですか。

津田委員。

○津田委員 今、持ち帰りか持ち帰りにしないかという、ここでというような話ですんで。私としてもどちらでもということで、持ち帰りにするんだったらするということだと思います。

○戸田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 私もね、錦織さんと同じなんですよ。ここまで来て、6月、12月はしましようにって、持って帰って反対ということになるのかって話なんですよ。だからそれを持ち帰ってまた協議して、12月3日でしょ、今度は、議運があるのが。それで賛否を取って、相手に報告して12月っていうよりは、何のために集まってるのかっていうのを考えると、何回議論してもらったっていうのを考えると、もう決められるんじゃないですかという…。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 私も今、全く同感で、今までの議論の中で出てきてここに出てきたのは、言ってみればコスト論ですよ、簡単に言うと。だから論点整理してほしいと言ったのは、持ち帰る理由はさっき奥岩委員も今までのことも含めてね、何でこの俎上に上がってきたかという経過はおっしゃいましたけど、今新たに出てきたのはコスト論じゃないですか。コスト論でこの金額がいいか悪いかの判断だけを持ち帰って検討するんですかっていうことだったんですよ、私の趣旨はね。今まで積み上げてきたさっき言った労力や、いろいろ検討の中身から含めてこの金額のコスト論。例えばですけども、来年は市長選挙があって、そうするとその6月だって状況が今までの状況と違うじゃないですか。だからツールとして、情報公開の在り方がどうなのかということで議論の積み上げ結果で出てきたやつとこのコスト論を比較するっていうことが、この議運でできないのかっていうことです。

○戸田委員長 よろしいですか。皆さん意見をいただきましたけれども、意見集約化を図らせていただければありがたいと思いますが。

そうしますと今日、意見集約を図らせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、インターネット中継を6月も12月も中継をするということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

次に、協議事件6、米子市議会インターネット配信運用基準に係る解説及び事例についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

坂本議事調査担当係長。

○坂本議事調査担当係長 失礼します。8月27日の議会運営委員会で決めていただきました米子市議会インターネット配信運用基準につきましては、資料9に載せております。

この基準の決定の協議の際に、事例集などを作り運用に係る共通理解をとということでしたので、このたび配信運用基準に係る解説及び事例案を作成しましたので、御説明いたします。資料8を御覧ください。

米子市議会インターネット配信運用基準を実施するに当たり、質疑等があった項目につきまして次のとおり補足いたします。初めに、基準の2（2）配信時間につきましては、不測の事態事故等とは、録音録画機器に不具合があり録画できなかった場合などを想定しています。次に、2（3）につきましては、主に生配信を対象としており、2（1）（2）に該当しない事案が発生した場合に対応するために設けております。映像を配信することが不適当であるかどうかにつきましては、事前に関係者による協議調整を行った上で、最終的に議長、委員会は委員長の判断となることを想定しています。関係者とは、正副議長、委員会は正副委員長、発生事象に関わる者、事象発見者、状況把握者など、そのほか協議に必要と思われる者、議会事務局長、次長などを想定しています。具体的なケースとしましては、一部個人情報を取り扱い、特定の個人等の利益を害する可能性がある場合、傍聴者の不適切なプラカード類の持ち込みを確認し会議を妨げる可能性がある場合などと考えております。次に、5（1）録画映像の一部削除につきましては、5（1）は発言の取消し部分の映像部分は削除せずに無音処理をすることとします。削除の対象は会議録に準ずるものとなります。次に、5（2）につきましては、基本的には5（1）のとおり、会議規則に基づき発言の取消し等があれば、それに伴い当該発言に係る音声を削除する無音処理することとなりますが、ここでは議員からの発言の取消しの申出に対し、正式に議会または委員会の許可を得るまでに期間がかかる場合を想定しております。本会議の発言の取消しや訂正については、会議規則に「会期中に限り」となっておりますが、委員会については期間の定めがないため、翌月の閉会中の委員会の許可となる可能性があります。発言の取消しの方針は関係者協議により決まりますが、委員会での許可が速やかに得られない場合、委員会の許可を得るまでの対応として、関係者による協議の上、最終的に委員長の判断により該当部分の音声を削除して配信することを想定しています。また、委員長の判断により委員会の許可を得るまで配信を保留することも可能であり、判断の基準としては、短い語句の取消しは配信とするなど、取消しの範囲によると考えております。本会議の発言の取消し、会期中に限る場合についても、発言の取消しの方針は関係者による協議で決まりますが、例えば質問最終日の発言の取消しを閉会日で許可を得る場合など議会での許可が速やかに得られない場合、議長の判断により、該当部分の音声を削除して配信することを想定しておりますが、議会の許可を得るまで配信を保留とすることも可能であり、同じく判断の基準は取消し語句の範囲によると考えております。次に、5（3）につきましては、音声を含む録画映像を対象と考えております。5（3）につきましては、5（1）（2）に該当しない事案が発生した場合に対応するために設けており、音声または映像自体を削除することとします。映像を配信することが不適当であるかどうかにつきましては、事前に関係者による協議、調整を行った上で、最終的に議長、委員会は委員長の判断となることを想定しています。関係者とは、2（3）のときと同様に、正副議長、委員会は正副委員長、発生事象に関わる者、事象発見者、状況把握者など、そのほか協議に必要と思われる者、議会事務局長、次長などを想定しております。具体的なケースとしましては、不適切なプラカードの掲出があった場合、体調不良により倒れた者が映っていた場合、奇

声等の不快な音声が流れた場合などと考えております。次に、８、転載等の禁止の項目につきまして、許可は議長、委員会の会議については委員長が行うとします。映像を使用する場合は映像使用許可申請書を提出し、使用する映像部分を特定することとします。その他のケースとしましては、委員会録画配信ページの静止画像をＳＮＳにアップしたい、チラシに掲載したいなどの申出があった場合、各委員会担当の事務局職員から委員長にその旨を口頭連絡し、承知していただいただくこととします。映像ではないため許可までは不要とし、本会議については議長とします。本会議につきましてこういった画像を使用するかを聞き取りをし、そのほか毎定例会後に使用する場合などは、年の使用回数などや、こういった画像を使用するかが決まっていれば、年に一度、予定を口頭で連絡するということも可能ということを想定しております。説明は以上です。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から質疑、御意見等がございますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、そのような形で進めさせていただきたいと思います。御異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、こちらで用意した案件は終了となります。委員の皆様から何かございますか。

○戸田委員長 松田委員。

○松田委員 先ほどの形で最終的に資料９のインターネット配信運用基準は、また変更になるということでもいいですね。

○戸田委員長 森井担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 全定例会で総括質問のインターネット中継を実施することになりましたので、変更させていただきます。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と松田事務局長〕

○戸田委員長 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

○戸田委員長 以上をもちまして議会運営委員運営委員会を閉会いたします。

午前１０時２４分 閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次